

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部  
自己点検・自己評価委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校教育法第 109 条および四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第 3 条に基づき、本学における自己点検・自己評価を適切に実施し、またこれに基づく認証評価に対応するための組織等を定めるものである。

(自己点検・自己評価委員会)

第 2 条 本学に、自己点検・自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の命をうけて、常務理事が、本学における自己点検・自己評価の取り組みを統括する。

(目 的)

第 3 条 委員会は、本学の基本理念に沿った教育研究水準の向上を図り、かつ公教育機関としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検、評価について必要な事項を行う。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 常務理事（委員長）
- (2) 学長（教学推進委員長）
- (3) 事務局長（管理推進委員長）
- (4) 副学長、学長補佐、図書館長、部長、センター長、副館長、副部長、副センター長、および大学院研究科長、学部長、学科長、コース主任（教学推進委員）
- (5) 各課長（管理推進委員）

2 委員会には、内部質保証を円滑に推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(招 集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(点検・評価事項)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を点検・評価する。

- (1) 建学の精神、目的および理念に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育組織、教育制度に関する事項
- (4) 教育課程、教育方法に関する事項
- (5) 学生支援に関する事項
- (6) 職員に関する事項
- (7) 教育、学習環境に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 社会貢献に関する事項
- (10) 管理、運営に関する事項
- (11) 財務に関する事項
- (12) 改革、改善に関する事項
- (13) その他、委員会が必要と認める事項

2 自己点検評価を実施するにあたっては、外部有識者および学生から意見を聴取するものとし、実施方法等については別に定める。

(推進委員長および推進委員の職務)

第 7 条 教学推進委員は、管理推進委員と協働して自己点検・自己評価活動を推進し、点検・評価の経過および結果を教学推進委員長の承認を得て、委員長に報告しなければならない。

2 管理推進委員は、教学推進委員と協働して自己点検・自己評価活動を推進し、点検・評価の経過および結果を管理推進委員長の承認を得て、委員長に報告しなければならない。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局を総務課に置き、各課を加えて構成する。

(雑 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、自己点検・自己評価の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（改正）は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。
- 4 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成 2 1 年 2 月 1 日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 8 この規程は、平成 2 9 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。
- 9 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 1 0 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。